

高知県農業近代化資金利子補給規則

(昭和 36 年 12 月 26 日規則第 72 号)

最終改正：平成 17 年 5 月 24 日規則第 84 号

(利子補給)

第 1 条 県は、農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。)の貸付けをした法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第 2 条 前条の規定による利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

2 前条の利子補給金に係る利子補給率(第 4 条において「利子補給率」という。)は、知事が別に定める率とする。

(利子補給契約)

第 3 条 第 1 条の規定による利子補給については、知事と当該融資機関との間に別に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第 4 条 第 1 条の規定により県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで(上半期)及び 7 月 1 日から 12 月 31 日まで(下半期)の期間ごとに区分し、各期間内における農業近代化資金(弁済期日を経過したものを除く。)につき、利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中

の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第 5 条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第 6 条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金の目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対し利子補給金の補給を打ち切るものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規則又は締結した利子補給契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の補給を打ち切り、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第 7 条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第 1 条の規定による利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を必要により調査させる場合には、これに協力しなければならない。

附 則

(中略)

附 則(平成 17 年 5 月 24 日規則第 84 号)

この規則は、公布の日から施行する。